

平成23年度 公の施設の指定管理者監査結果（指摘事項）に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 公の施設の指定管理者監査
- 2 監査対象 有限会社四日市酪農（四日市市ふれあい牧場）  
商工農水部農水振興課農業センター（指定管理に関する事務の所管所属）
- 3 監査実施期間 平成24年2月9日
- 4 監査結果報告 平成24年3月30日

監査の結果（指摘事項）

措置（具体的内容）・対応状況

【有限会社四日市酪農】

<p>(1) 支出事務について 請求書等の宛名が法人名やふれあい牧場など不統一な状態であった。経理区分を明確にするためにも請求書等は、ふれあい牧場の経費であることを明確にし不備のない経理に改めること。【是正事項】</p>	<p>【措置済】 平成24年2月13日 請求書等の宛名をふれあい牧場で統一するよう改めた。</p>
<p>(2) 備品等の管理について 基本協定書第30条に定める貸与備品や、当法人所有の備品は、それぞれ台帳管理し、定期的の実査を行うこと。併せて、実査を行った記録（日時、立会者、数量など）を文書にして保存すること。【是正事項】</p>	<p>【措置済】 平成24年2月13日 年2回（9月、3月）以上備品チェックを実施するよう改めた。備品チェックリストを作成し、実査を行った記録（日時、立会者、数量など）を文書にして保存するよう改めた。</p>

【農水振興課農業センター】

<p>(1) 貸与備品の管理について 貸与備品の管理について、定期的の実査をしているとの説明であったが、その記録が文書で保存されていなかった。実査を行った記録（日時、立会者、数量など）を文書にして保存するよう改めること。【是正事項】</p>	<p>【措置済】 平成24年2月13日 貸与備品の管理について、備品チェックリストを作成し、実査を行った記録（日時、立会者、数量など）を文書にして保存するよう改めた。</p>
<p>(2) 当法人との協議記録について 当法人からの月例報告等の提出時など、当法人と施設運営について意見交換を行った際には、その打ち合わせ記録を文書として保存するよう改めること。【是正事項】</p>	<p>【措置済】 平成24年2月13日 当法人からの月例報告等の提出時や牧場訪問時など、当法人と施設運営について意見交換を行った際には、その打ち合わせ記録を文書として保存するよう改めた。</p>

平成23年度 公の施設の指定管理者監査結果（意見）に基づく措置状況等の報告

- |   |        |  |
|---|--------|--|
| 1 | 監査の種類  | 公の施設の指定管理者監査   |
| 2 | 監査対象   | 有限会社四日市酪農（四日市市ふれあい牧場）<br>商工農水部農水振興課農業センター（指定管理に関する事務の所管所属） |
| 3 | 監査実施期間 | 平成24年2月9日  |
| 4 | 監査結果報告 | 平成24年3月30日   |

監査の結果（意見）

措置（具体的内容）・対応状況

【有限会社四日市酪農】

<p>(1) 利用者数の向上について 過去3年間の推移において利用者数が減少傾向である。当施設は人間と動物や自然との大切なふれあいの場であることや市内が一望できる立地であるので、観光面からも一層PR活動をして利用者数の増加に向けイベント内容を改善すること。【改善事項】</p>	<p>【 継続努力 】 平成24年9月21日 従来からホームページの開設やスポーツランド等の近隣施設と連携したイベントの開催を通じ、来場者数の増加に努めている。平成22年度は口蹄疫の影響で年間32,444人と大きく減少したが、平成23年度は40,848人と回復した。今後は、小動物エリアの充実に加え、夏期だけでなく冬期の売店営業や販売物の内容についても検討し、観光面での展開についても市と連携するなど、来場者数の増加を図っていきたい。</p>
	<p>【 継続努力 】 平成25年3月11日 平成24年度の利用者数は、天候にも恵まれ昨年度を上回る50,000人ほどの見込みである。現在、小動物エリアの拡張を進めており、年間を通じた売店営業や販売物の内容についても検討し、ふれあい牧場まつりなど観光面での展開についても近隣施設と連携するなど、引き続き来場者数の増加を図っていく。</p>

<p>(2) 四日市酪農業協同組合との連携について ふれあい牧場には、当法人が管理運営を行っているふれあい部門と四日市酪農業協同組合が本市の委託事業により実施している乳牛育成部門がある。双方の連携による相乗的な効果を生み出し、より良いサービスの提供ができるよう努めること。【要望事項】</p>	<p>【 継続努力 】 平成24年9月21日 ふれあい牧場では、市民が小動物や周辺の豊かな自然環境にふれあい、親しむことのできる憩いの場を市民に提供するため、(有)四日市酪農が管理運営する「ふれあい部門」と、四日市酪農業協同組合(以下「酪農協」という。)が酪農家から乳用子牛を預かり、放牧など適度な運動と一体的な飼養管理を行い、成牛になるまで育てる「育成部門」がある。現在、両部門では小動物の飼育、搾乳体験について連携をしており、今後もさらに連携を強化し、より良い市民サービスが提供できるよう努める。</p>
<p>(3) 共同事業について 乳牛育成部門とふれあい部門が共同で実施する事業について、経費等の区分を明確にすること。また、当法人の乳牛育成部門からの牛乳の仕入価格、及びふれあい部門への加工済乳製品の販売価格が適正であることを本市に説明し同意を得ること。【改善事項】</p>	<p>【 継続努力 】 平成25年3月11日 「ふれあい部門」と「育成部門」の連携による効率的な運営を行い、搾乳・授乳の体験者数は昨年度を上回る約5,000人の見込みである。今後もより良い市民サービスが提供できるよう努めていく。</p> <p>【 措置済 】 平成24年9月21日 次の3点の共同事業については、今後も適正な執行を行い、市への説明、報告を行います。 小動物の飼養 小動物の飼養管理は専門的知識が必要となることから、酪農協に委託し、日報による作業時間に応じて、人件費相当分を酪農協に支払っている。また、飼料は効率性、採算性の面から、酪農協が一括購入し、小動物分を原価で購入している。 搾乳体験の実施 ふれあい部門の自主事業として搾乳体験を行うため、酪農協からジャージー種の牛を搾乳体験用として賃借し、体験料1回300円から200円を支払っている。 生乳の出荷(有限会社業務) 育成部門で飼養している牛は、未経産牛であり搾乳はしない。搾乳体験用は酪農協所有のジャージー牛であり、体験で搾った生乳は衛生上の問題から廃棄している。酪農協が体験以外で搾乳した生乳は、(有)四日市酪農が買い取っている。買取価格は、東海酪農業協同組合連合会の単価を参考にして設定し、市へ報告している。 (23年度実績 乳量 25,718kg、乳代 3,240,468円 単価126円/kg)</p>

【農水振興課農業センター】

(1) 当法人への指導監督について

現状では当法人への牽制、指導監督体制が十分とはいえない状況にある。事業計画の精査と事後の進捗管理及び日常業務の牽制、精度の高いモニタリングを実施し、指導監督を強化すること。特に、本市の財産を貸与して運用させていることに留意し、当法人の独断と事故を予防すべく次の点に重点をおいて監督すること。【要望事項】

「本市の畜産業の育成」を第一義とする事業であり、四日市市民を優先した従業員採用や畜産技術の継承をするよう軌道修正を行うこと。また、将来を勘案し、乳製品加工の現場も菟野町から四日市市内に移転を検討し、市内での産業育成、雇用機会の増大に取組むこと。

当法人の四日市酪農業協同組合からの牛乳の仕入価格、及びふれあい部門への加工済乳製品の販売価格について本市の同意なしに決定させず、毎年精査し適正な価格で契約させること。

また、牛乳や加工済乳製品の持出しや納入数量のチェックシステムを導入し、請求数量と実際納入数量との照合及び販売数量の妥当性確認を実施し、不正な持出し等を予防すること。

収支状況の費目別内容実査により、勤務実態、経費の妥当性を厳しく確認し、収支の精査を徹底すること。

物品の管理は「貸与品台帳」「貸与契約書」等を整備し、農業センター所長自ら年2回以上の実査を行い、貸与品実査報告書を作成し、農水振興課長の検印を受けること。

【継続努力】 平成24年9月21日

ふれあい牧場は、市民の憩いの場として、また、どのように牛が育てられ、牛乳ができるかを知る食育体験の場として、さらに、市の重要な観光拠点とも位置づけられる施設としている。今回の監査を受け、管轄する市として次の点に留意し、指定管理者である(有)四日市酪農に対し、指導監督を強化するとともに、育成事業に取り組む酪農協に対しても、指定管理者との連携、協力を求めていく。

(有)四日市酪農では、特に専門的知識を必要としない場内管理(草刈等)及び受付の従事者として、市内在住者を雇用している。

しかし、小動物の飼養管理は専門的知識が必要であり、「育成部門」を運営する酪農協に委託している。酪農協では、専門的な知識や経験が必要な業務であることから、市内に限らず広く人材を求めてきたとのことであるが、今後の採用にあたっては市内在住者優先を要請した。

乳製品加工場の市内への移転については、(有)四日市酪農の経営にも関わることはあるが、市内での産業育成、雇用機会の増大に向け、取り組みを要請した。

ふれあい牧場内で搾られる生乳のうち、体験用で搾られた生乳は衛生面から処分されている。体験以外で搾られた生乳は、酪農協から(有)四日市酪農が集乳し買い取っている。価格については、東海酪農業協同組合連合会設定の単価を参考に買い取っている。

また、乳製品については、(有)四日市酪農が、ふれあい牧場だけでなく酪農協組合員から買い取った生乳を原料に製造している。乳製品の販売については、市が行政財産の目的外使用を許可している牧場内売店で行われており、自主事業として来場者サービスのため、(有)四日市酪農の責任において、自社製品の販売が行われている。従来から販売数量、販売額の報告を受けているが、行政財産内での販売であることから、今後は販売面での照合や確認を行うなど、適正な管理に努めていく。

(有)四日市酪農が行う指定管理事業と自主事業について、市の確認体制を強化し、費目別内容の実査により収支の内容と経費支出の妥当性を精査する。加えて、連携する酪農協が行う育成部門との関連についても把握し、当施設の適正な管理、監督を行いたい。

指定管理者との年度協定書に附帯する業務仕様書において、設備内容を明記している。所長がそれを基に貸与備品の実査を行い、農水振興課長の検印を3月30日に受けた。今後とも、年2回の所長の実査だけでなく、農水振興課長の随時実査を行いたい。

	<p>【 継続努力 】 平成25年3月11日 ふれあい牧場は、市民の憩いの場として、また、どのように牛が育てられ、牛乳ができるかを知る食育体験の場として、さらに、市の重要な観光拠点とも位置づけられる施設としている。今回の監査を受け、管轄する市として次の点に留意し、指定管理者である(有)四日市酪農に対し、指導監督を強化するとともに、育成事業に取り組む酪農協に対しても、指定管理者との連携、協力を求めている。</p> <p>今後も新規採用にあたっては市内在住者優先を要請していく。 乳製品加工場の市内への移転についても、(有)四日市酪農の経営にも関わることはあるが、今後も市内での産業育成、雇用機会の増大に向け、取り組みを要請していく。</p> <p>乳製品の販売については、自社製品の販売が行われている自主事業についても、行政財産内での販売であることから、販売面での照合や確認を10月19日に行った。業務完了後である4月には改めて平成24年度分を精査する。 (有)四日市酪農が行う指定管理事業と自主事業について、費目別内容の実査により収支の内容と経費支出の妥当性を精査を10月19日に行った。業務完了後である4月には改めて平成24年度分を精査する。</p> <p>10月19日に農業センター所長による備品の実査を行った。3月末には所長による実査、4月には農水振興課長の実査を予定している。</p>
<p>(2) 研修室の有効活用について 管理棟2階研修室の貸館利用状況は、過去3年間の推移をみると非常に少ない。近隣への周知を図るとともに、施設の用途変更も含め当法人と協議のうえ、有効活用を図ること。【改善事項】</p>	<p>【 継続努力 】 平成24年9月21日 ふれあい牧場は、人間と動物や自然との大切なふれあいの場である。特に、子どもたちにヒト同様に出産しないと牛も乳が出ないことなど、乳牛のライフサイクルや酪農、乳製品ができるまでの過程を展示、紹介するなど、命や食の大切さを紹介する食育の場としての活用を検討していく。また、市内が一望できる立地であることから、観光面からも研修室の有効利用・活用ができないか、(有)四日市酪農と協議していく。なお、社会見学やイベント時には開放し、休憩所や雨天待避所として活用する。</p> <p>【 措置済 】 平成25年3月11日 社会見学やイベント時には開放し、休憩所や雨天待避所としており、今年度は600名ほどの利用者の見込みである。</p>